

令和7年11月15日（土）に高角町で発生した水道管破損の影響による 濁水で放水された方の水道料金等の減免について

この度は高角町で発生した100mm水道管の破損により濁水が発生し、神前地区と西坂部町の一部の皆様にご迷惑をお掛けし、申し訳ございませんでした。

上下水道局では、濁水が発生したエリア内にお住まいの方で、濁水が解消するまでに水道水を放水した使用量にかかる水道料金等の一部について以下のとおり減免します。

・減免の対象者について

今回の濁水が解消するまでに放水した水道契約者。

※直接上下水道局と水道の契約を締結している使用者様がご負担された水道料金等が減免対象となりますので、管理会社や所有者、管理組合等へ水道料金等をお支払いいただいている方は、減免対象外となります。

・減免金額について

減免の対象となる水量は、濁水が解消するまでに放水した水道の使用量にかかる水道料金および下水道使用料です。

減免となる水量は、お客様が申告する放水時間をもとに水道局で概算して決定します。放水量の概算方法は、お客様の使用する水道メータ一口径に応じて異なります。

<減免金額の目安>

口径20mm（一般住宅の口径）の水栓で、濁水が解消するまでに合計で約2時間放水。放水した水量を含む12月検針時に発行された「ご使用水量のお知らせ」に記載の使用水量が54m³だった場合。

口径20mmの水栓は、1時間放水した場合1.6m³使用したとみなし、

減免水量 = 1.6m³ × 2時間 = 3.2m³ ≈ 4m³（料金計算は小数点以下切り上げ）

2ヵ月あたりの水道料金・下水道使用料

【減免前】 使用水量 54m³ 水道料金 8,258円 下水道使用料 9,658円 合計 17,916円

【減免後】 使用水量 50m³ 水道料金 7,590円 下水道使用料 8,910円 合計 16,500円

水道料金は668円、下水道使用料は748円、合計で1,416円の減免

※申告いただいた放水時間について、使用状況等の確認を上下水道局が行う場合があります。

・申請方法

申請は以下のいずれかの方法でお願いします。

1. オンライン申請

Logo フォームから申請ができます。

Logo フォーム URL: <https://logoform.jp/form/7p72/1319328>



2. 書面での申請

以下の書類を提出先へ提出してください。

水道料金等減免申請書

上下水道局ホームページからダウンロードしていただくか、下記までご連絡ください。

窓口・郵送・FAX・メールのいずれかの方法でお願いします。

神前地区市民センター窓口でも申請できます。

[●水道料金等減免申請書（PDF）の様式はこちら](#)

提出先

〒510-0076 四日市市堀木一丁目 3 番 18 号

四日市市上下水道局お客様センター 料金係

TEL:059-354-8355 FAX:059-354-8375

Mail:okyakusamacenter@city.yokkaichi.mie.jp

・申請可能期間

令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

・申請後の流れ

①上下水道局にて内容確認を行った後に、減免額を記載した通知書を送付します。

②減免対象となる検針分の水道料金・下水道使用料が未払いの場合は、減額後の金額で御請求させていただきます。

③支払い済の場合は、減免額をお客様へ還付いたします。

《注意》

※申請書の提出されるタイミングによっては、減額後のお支払いではなく、一旦お支払いいただいた後に還付となる場合があります。

※クレジットカード支払いを利用されている方は、カード決済会社とのやり取りの都合上、減免後の金額でお支払いいただく今回に限り、納付書で支払っていただくことになります。

※申請書の記入内容に不明な点がある場合は、上下水道局から連絡させていただくことがあります。

※今回の濁水発生範囲以外の方については、減免対象外です。